

静岡県ソフトテニス連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、静岡県ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という）と称する。

(構成団体)

第 2 条 本連盟は、(公財)日本ソフトテニス連盟・東日本ソフトテニス連盟・東海ソフトテニス連盟及び(公財)静岡県スポーツ協会の構成団体となる。

第 3 条 本連盟は、(公財)日本ソフトテニス連盟の支部を兼ねる。

(事務所)

第 4 条 本連盟は、事務所を静岡市駿河区高松 1 9 1 1 番地の 1 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 5 条 本連盟は、静岡県におけるソフトテニス競技を統括する団体としてソフトテニスの普及発展並びに会員相互の親睦を図り、もって静岡県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 6 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの各種大会の実施
- (2) ソフトテニスの講習会及び研修会等の開催
- (3) ソフトテニスの調査研究並びに普及活動
- (4) 各種スポーツ団体との連携並びに協力
- (5) 各種大会への代表選手選考並びに選手・役員の派遣
- (6) 構成団体から要請のあった事業の実施及び役員等の推薦
- (7) 加盟団体へのソフトテニス普及発展のための諸事業の協力要請
- (8) 加盟団体等の諸事業への援助・指導
- (9) その他本連盟の目的達成に必要な諸事業

第 3 章 加盟団体

(加盟団体)

第 7 条 本連盟の加盟団体は、静岡県内にあるソフトテニス競技団体で、本連盟の趣旨に賛同し、入会したもので次の通りとする。

- (1) 市町または地域を統括するソフトテニス競技団体
- (2) 静岡県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部
- (3) 静岡県中学校体育連盟ソフトテニス部
- (4) 静岡県小学生ソフトテニス部会
- (5) 静岡レディースソフトテニス連盟

(6) 静岡県シニアソフトテニス会

(7) 静岡県学生ソフトテニス連盟

第 4 章 登録及び会員

(登録)

第 8 条 本連盟の加盟団体は、毎年所属の団体と競技者を(公財)日本ソフトテニス連盟及び本連盟に登録するものとする。

(会員)

第 9 条 前条により登録した者は、(公財)日本ソフトテニス連盟及び本連盟の会員となる。

2 前条により登録した者は、本連盟及び本連盟が加盟する団体のすべての競技会並びに検定会、研修会等に参加することができる。

第 5 章 役員等

(役員)

第 10 条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 若干名

理事長 1名、 副理事長 若干名

事務局長 1名、 副事務局長 若干名

常任理事 若干名、 理事 若干名

監事 若干名

(役員を選任及び職務)

第 11 条 会長及び副会長は、理事会(総会)で推挙する。

2 会長は、連盟を代表し、また会務を総括して理事会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 12 条 理事長及び副理事長は、理事の中から互選により選任し、会長が委嘱する。

2 理事長は、理事会(総会)及び常任理事会の決議に基づき会務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 13 条 事務局長及び副事務局長は、理事の中から会長が委嘱する。

2 事務局長及び副事務局長は、理事長を補佐し、庶務会計等の事務処理を行う。

第 14 条 常任理事及び理事は、本連盟の加盟団体が「別表1」により選出する。

2 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会(総会)より分掌された会務を議決し執行する。

3 理事は、理事会(総会)を組織し、会務を議決する。

第 15 条 監事は、理事会(総会)で推薦し、会長が委嘱する。

2 監事は、本連盟の会計を監査する。

(役員任期)

第 16 条 第 10 条にある役員任期は、理事会で決定した年の4月1日からの2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補充選任された役員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行うこととする。

(役員の解任)

第 17 条 第 10 条にある役員は、次の各号の一に該当するときは、役員現在数の 3 分の 2 以上の決議により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき。

(名誉会長、顧問、参与)

第 18 条 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、本連盟に功労のあった者の内から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問の選出基準は、次の通りとする。
 - (1) 会長及び副会長を勇退した者。
 - (2) 本連盟の理事及び監事として 20 年以上務め、功労顕著で勇退した者。
- 4 参与の選出基準は、次の通りとする。
 - (1) 本連盟の理事及び監事として 10 年以上務め、功労顕著で勇退した者。
 - (2) 本連盟の専門委員として 15 年以上務め、功労顕著で勇退した者。
- 5 名誉会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 6 参与は、会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるができる。

第 6 章 会 議

(会議)

第 19 条 本連盟の会議は、理事会（総会）及び常任理事会とする。

(理事会（総会）)

第 20 条 理事会（総会）は、会長が招集し議長となる。

第 21 条 理事会（総会）は、第 10 条にある役員をもって構成し、年 1 回開催して次の事項を審議する。ただし、必要に応じて随時開催することができる。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の変更及び改廃に関する事項
- (4) 役員の選出に関する事項
- (5) その他重要な事項

(常任理事会)

第 22 条 常任理事会は、理事長が招集し議長となる。

第 23 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、副事務局長、常任理事をもって構成し、年 2 回開催して次の事項を審議する。ただし、必要に応

じて随時開催することができる。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 事業の実施に関する事項
- (3) その他本連盟の会務執行に関する事項

(会議の定足数等)

第 24 条 理事会（総会）、常任理事会は、委任状を含めた定員の 3 分の 2 以上の出席者をもって成立する。

- 2 理事会（総会）は、特に定めがある場合を除き、出席している第 10 条の役員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。常任理事会は、出席している第 23 条の構成員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

第 25 条 会議に出席できなかった役員の代理人の参加を認め、意見を述べることはできるが表決には参加できない。

(書面による審議)

第 26 条 会長及び理事長は、簡単な事項または緊急事項については書面によって賛否を求め、会議に変えることができる。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、議事録を作成し、必要に応じて速やかに役員及び加盟団体に発表し、これを保存するものとする。

第 7 章 専門委員会

(専門委員会)

第 28 条 本連盟が第 2 章の目的及び事業を達するため、理事会（総会）の決議を経て専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、常任理事会により附託された業務について審議し実施するものとする。
- 3 専門委員会の名称、組織、その他必要な事項については、常任理事会の決議を経て別に定める。
- 4 委員長は、常任理事または理事が当り、委員は役員に関係なく広く会員の中から適任者を委員長が選び、常任理事会の承認を得て会務を執行する。

第 8 章 会 計

(収入)

第 29 条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 加盟団体年会費
- (2) 会員登録料
- (3) 補助金、委託料

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(会費及び会員登録料)

第 30 条 前条（１）の加盟団体年会費は、加盟団体が「別表 2」に定める会費を毎年 6 月末日までに納入する。

2 前条（２）の会員登録料は、会員が「別表 3」に示す額により納入する。

(会計年度)

第 31 条 本連盟の会計年度は、毎年 1 2 月 1 日に始まり翌年の 1 1 月 3 0 日に終わる。

第 8 章 解 散

第 32 条 本連盟は、理事の 4 分の 3 以上の同意を得て解散することができる。

これにより解散したときの残余財産は、理事会（総会）の議決を経て、類似の目的をもつ他の団体等に寄付するものとする。

第 10 章 補 足

第 33 条 この規約施行に必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和 5 7 年 1 月 1 0 日より施行する。
- 2 この規約は、昭和 6 3 年 1 月 1 0 日改正、同日施行。
- 3 この規約は、平成 3 年 1 月 1 0 日改正、同日施行。
- 4 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日改正、同日施行。
- 5 この規約は、平成 1 5 年 1 月 1 2 日改正、同日施行。
- 6 この規約は、平成 1 7 年 1 月 9 日改正、同日施行。
- 7 この規約は、平成 1 8 年 1 月 8 日改正、同日施行。
- 8 この規約は、平成 1 8 年 3 月 1 8 日改正、同日施行。
- 9 この規約は、平成 2 1 年 9 月 1 2 日改正、同日施行。
- 1 0 この規約は、平成 2 5 年 1 月 2 0 日改正、同日施行。
- 1 1 この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日改正、同日施行。
- 1 2 この規約は、平成 2 9 年 1 月 2 2 日改正、同日施行。
- 1 3 この規約は、平成 3 1 年 1 月 2 7 日改正、同日施行。
- 1 4 この規約は、令和 4 年 2 月 1 0 日改正、同日施行。
- 1 5 この規約は、令和 6 年 1 月 2 1 日改正、同日施行。
- 1 6 この規約は、令和 8 年 1 月 2 4 日改正、令和 8 年 4 月 1 日施行。

(備考) * 静岡県軟式庭球連盟の設立は、昭和 24 年 3 月 1 日

* 平成 4 年 4 月 1 日より、静岡県軟式庭球連盟から静岡県ソフトテニス連盟に改称

理事総数及び常任理事数（別表1）

県連盟推薦理事 若干名

（県連盟推薦理事数は、理事長1、副理事長7、事務局3の計11名を基本とする）

※役員がどの団体出身者でも担当できるようにする。

加盟団体名	理事総数	内常任理事数	加盟団体名	理事総数	内常任理事数
静岡市	10名	6名	湖北	2名	1名
浜松市	5名	3名	榛南	2名	1名
沼津	3名	1名	東豆	2名	1名
三島	3名	1名	南豆	2名	1名
富士	3名	1名	磐田	2名	1名
富士宮	3名	1名	高体連	3名	1名
島田	2名	1名	中体連	3名	1名
藤枝市	2名	1名	小学生	3名	1名
掛川・小笠	2名	1名	レディース	3名	1名
焼津	2名	1名	シニア会	2名	1名
浜北	2名	1名	静岡県学連	2名	1名
			計	63名	29名

年会費の額（別表2）

年会費	加盟団体名
250,000円	静岡市
130,000円	浜松市
80,000円	沼津、三島、富士、富士宮
50,000円	藤枝市、掛川・小笠、レディース、シニア会
30,000円	島田市、焼津市、浜北、東豆、南豆、湖北、榛南、磐田市、静岡県学連
300,000円	高体連
1団体につき 1,000円 (男女別)	中体連
1団体につき 1,000円	小学生部会

（参考）※小学生部会の団体会費 5,000円（1団体）

※中体連の団体会費 1,000円（男女別）

※高体連の団体会費 10,000円（男女別）

会員登録料（別表3）

区分	県連盟会員登録料	中体連・高体連・小学生 (参考)
社会人・指導者・大学生	1,000円	
高校生・高専	300円	1,200円
中学生	400円	600円
小学生	400円	600円